

## 丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 丸亀市、善通寺市及び多度津町は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第31条に規定する消防の広域化について協議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2の2第1項の規定に基づき、協議会を設置する。

### (協議会の名称)

第2条 この協議会は、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会(以下「協議会」という。)という。

### (協議会を組織する市町)

第3条 協議会は、丸亀市、善通寺市及び多度津町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

### (協議会の担任する事務)

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防の広域化に係る調査研究に関する事務
- (2) 法第34条第1項に規定する広域消防運営計画の作成に関する事務
- (3) その他消防の広域化に関し必要な事務

### (協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、丸亀市大手町二丁目1番37号丸亀市消防本部内に置く。

### (組織)

第6条 協議会は、会長及び委員をもってこれを組織する。

### (会長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた関係市町の長をもってこれに充てる。

### (委員)

第8条 委員は、関係市町の長(会長を除く。)をもってこれに充てる。

### (任期等)

第9条 会長及び委員の任期は、関係市町の長の任期による。

2 会長及び委員は、非常勤とする。

### (会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

### (職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町別の配分については、関係市町の長が協議により定める。

2 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の

職員のうちから選任するものとする。

- 3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該市町の長にその解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

- 第 12 条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

- 第 13 条 協議会の会議は、協議会の担任する事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

- 第 14 条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 委員から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

- 第 15 条 協議会の会議は、現に在任する委員全員が出席しなければ、これを開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。
- 5 会長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を委員に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 7 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(幹事会の設置)

- 第 16 条 会長は、協議会の担任する事務を円滑に処理するため、協議会に幹事会を設置する。

(幹事会の担任する事務)

- 第 17 条 幹事会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付すべき事項の協議又は調整に関する事務
- (2) 第 24 条に規定する専門部会の担任する事務の進捗管理に関する事務

(幹事会の組織)

第 18 条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもってこれを組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第 19 条 幹事長及び副幹事長は、幹事の中から協議会の会長が指名する。

(幹事)

第 20 条 幹事は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

(1) 関係市町の消防本部の長

(2) 関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長

(幹事会の招集)

第 21 条 幹事会の会議は、幹事長がこれを招集する。

2 副幹事長及び幹事の過半数の者から会議の招集の請求があるときは、幹事長はこれを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、幹事長があらかじめこれを副幹事長及び幹事に通知しなければならない。

(幹事会の運営)

第 22 条 幹事会の会議は、現に在任する副幹事長及び幹事の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 幹事長は、幹事会の会議の議長となる。

3 会議の議事は、出席した副幹事長及び幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。

4 副幹事長及び幹事は、会議に出席することができないときは、その権限を委任して代理者を出席させることができる。

5 幹事長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、会議に付議すべき事項の内容を記載した書面を副幹事長及び幹事に回付し、その賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の識見を有する者その他関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 幹事会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、幹事長が会議に諮り別に定める。

(専門部会の設置)

第 23 条 会長は、幹事会の担任する事務を補助するため、協議会に次に掲げる専門部会を設置する。

(1) 消防部会

(2) 総務部会

(3) 財政部会

(専門部会の担任する事務)

第 24 条 専門部会の担任する事務は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事務とする。

- (1) 消防部会 消防本部又は消防署の機構、勤務形態、予防業務、通信業務、警防業務、救急業務等に関する事務
- (2) 総務部会 広域消防運営計画の作成に関する事務、広域化に伴う法規整備に関する事務、職員の身分、給与、福利厚生等に関する事務及び他の部会に属さない事務
- (3) 財政部会 広域化に伴う財政負担、財政計画、予算編成、財産の取扱い等に関する事務

(専門部会の組織)

第 25 条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員をもってこれを組織する。

(部会長及び副部会長)

第 26 条 部会長及び副部会長は、部会員の互選により、これを定める。

(部会員)

第 27 条 部会員は、次に掲げる者をもってこれに充てる。

- (1) 関係市町の消防本部の長を補佐する職にある者
- (2) 関係市町の総務、財政、企画、防災及び人事を所管する部署の長を補佐する職にある者

(専門部会の招集)

第 28 条 第 21 条の規定は、専門部会の招集について準用する。この場合において、第 21 条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(専門部会の運営)

第 29 条 第 22 条の規定は、専門部会の運営について準用する。この場合において、第 22 条の規定中「幹事会」とあるのは「専門部会」と、「副幹事長」とあるのは「副部会長」と、「幹事」とあるのは「部会員」と、「幹事長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(経費)

第 30 条 協議会の事務の処理に要する費用は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、関係市町の長が協議により決定する。

(協議会の規程)

第 31 条 協議会は、その会議を経てこの規約に定めるもののほか、協議会の担任する事務の処理その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

2 前項の規程のうち公表を要するものがあるときは、会長は直ちに関係市町の長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

